

お客さま各位

令和4年6月24日
横浜幸銀信用組合

預金規定一部改定について

キャッシュカード規定（個人用）及びキャッシュカード規定（法人用）について一部改定します。

1、キャッシュカード規定（個人用）

<変更前>

第6条 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（原則として本人と生計をともにする配偶者に限ります）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

<変更後>

第6条 条文削除

2、キャッシュカード規定（法人用）

<変更前>

第6条 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（代表者がカードの使用を認めた者1名に限ります）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人（法人）名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

<変更後>

第6条 条文削除

3、改定日 2022年7月4日（月）